

西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会報告書<概要版>

はじめに

この報告書<概要版>は、西胆振圏の室蘭市・登別市・西胆振行政事務組合（伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町）の行政区域の枠組みの中で消防指令業務の共同運用の実現に向けて検討を行い、構成自治体間の共通認識を図るため必要な事項をとりまとめたものです。

I 消防指令業務共同運用の検討背景及び目的

1 検討の背景及び目的 ※ 報告書 3 ページ

国からの令和 3 年 1 月 25 日付消防消第 10 号通知により、消防事務の一部について柔軟に「連携・協力」するよう示されたことをうけ、共同運用による広域的な災害対応体制の強化と消防指令設備・デジタル無線設備の整備、運用費のコスト削減等財政面の効率化を図るため、各システムの更新が比較的同じ時期であり、住民の生活圏に近い西胆振圏の 3 市 3 町が令和 8 年 2 月からの「西いぶり消防指令センター」（以下「共同指令センター」という。）の運用を目指して検討を行いました。

西胆振圏の 3 消防本部は西胆振地区地域医療圏と同じ枠組みであり、近年増加傾向にある救急需要の対応に有効であり、また、3 消防本部で指令施設を一括整備することで、複数メーカー間での価格競争効果が働き更なる経費の縮減が見込まれる等、西胆振圏の 3 消防本部で共同指令センター及び消防救急デジタル無線を整備し共同で運用することは、住民サービスの向上や財政面等での効果が期待できると考えます。

2 西胆振圏 3 市 3 町の現状 ※ 報告書 8 ページ



市町名	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)
室蘭市	81.01	78,654	44,362
登別市	212.21	45,453	24,232
伊達市	444.21	32,490	17,658
洞爺湖町	180.87	8,211	4,763
豊浦町	233.57	3,633	2,036
壮瞥町	205.01	2,380	1,298
合計	1,356.88	170,821	94,349

※人口および世帯数は令和4年9月末現在の値

2 共同指令センターを設置する場所について ※ 報告書 11 ページ

室蘭市消防本部は、消防署の事務室部分等の見直しをすることにより共同指令センターに必要とされるスペースの確保が可能であり、また、3 消防本部の中間に位置していることから、協議会方式で共同指令センター要員を派遣する場合、往来に最も適した立地であるため、設置場所は室蘭市消防本部庁舎内が適切であると考えます。

3 共同指令センターの整備費用及び運営経費の按分について ※ 報告書 13 ページ

(1) 経費負担の按分方法について ※ 報告書 13 ページ

経費負担の考え方として、人口、基準財政需要額（消防費）、均等、災害件数、管轄面積等による按分方法について検討した結果、住民への公平性が高い人口による按分及び財政的な公平性が高い基準財政需要額（消防費）の双方について各 50%の割合で按分した負担割を提案します。

構成自治体	人口(人)	令和 4 年度 基準財政需要額 (消防費) (千円)	人口割 (50%)	財政規模割 (50%)	経費負担率
室蘭市	78,654	1,105,622	46.045%	39.325%	42.685%
登別市	45,453	633,259	26.608%	22.524%	24.566%
西胆振行政 事務組合	46,714	1,072,640	27.347%	38.151%	32.749%
合計	170,821	2,811,521	100%	100%	100%

(2) 構成自治体で使用する設備の費用負担の按分について ※ 報告書 12 ページ

整備費用は、共同で使用する設備は構成自治体で定める経費負担率により「共通経費」として負担し、各自自治体単独で整備する設備は「自賄経費」として負担することを原則とします。

4 共同指令センター及び消防救急デジタル無線整備に係る主な財政措置 ※ 報告書 15 ページ

国の財政措置を活用して整備した場合の効果を比較した結果、各自自治体単独で整備するよりも、複数の自治体で共同整備することを条件として「緊急防災・減災事業債」（事業年度：令和 7 年度まで）を活用するほうが、大幅な財政負担の軽減が見込まれます。また、共同整備により重複する消防指令システムの附属設備及びデジタル無線設備の基地局等を精査することにより、更なる整備費の削減が可能となります。

(1) 共同指令センター

① 各自自治体単独整備費（消防防災施設整備事業） (単位：千円)

構成自治体	防災対策事業債（充当率 75%）（交付税算入率 30%）		一般財源 25%		実質負担額
	単独整備費	地方債 (A) (75%)	一般財源	交付税措置 (A の 30%)	
室蘭市	438,796	329,000	109,796	98,700	340,096
登別市	322,751	242,000	80,751	72,600	250,151
西胆振行政 事務組合	487,015	365,200	121,815	109,560	377,455
合計	1,248,562	936,200	312,362	280,860	967,702

II 西胆振圏消防指令業務共同運用の検証及び検討

1 共同運用を行う方式について ※ 報告書 10 ページ

消防指令業務の共同運用の運営方式については、協議会方式、事務委託方式、共同設置方式が想定されますが、西胆振圏での共同処理する事務内容、組織の規模、将来的な展望を検討した結果、協議会方式が権限の委譲、派遣職員の処遇及び責任の所在等において構成自治体にとって最も効果的な方式であると考えます。

西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会報告書<概要版>

② 共同運用整備費（緊急防災・減災事業）※令和7年度事業まで対象（単位：千円）

緊急防災・減災事業債（充当率 100%）（交付税算入率 70%）						
構成自治体	共同整備費		地方債（A） （100%）	一般財源	交付税措置 （A の 70%）	実質 負担額
室蘭市	共通経費	271,913	402,900	26	282,030	120,896
	自賄経費	131,013				
	経費合計	402,926				
登別市	共通経費	156,491	250,000	6	175,000	75,006
	自賄経費	93,515				
	経費合計	250,006				
西胆振行政 事務組合	共通経費	208,619	384,400	64	269,080	115,384
	自賄経費	175,845				
	経費合計	384,464				
合計	1,037,396		1,037,300	96	726,110	311,286

※共通経費については庁舎改修費を含む

- ①と②の整備費の削減効果 △ 211,166 千円
 ①と②の実質負担額の削減効果 △ 656,416 千円

（2）消防救急デジタル無線設備

① 各自治体単独整備費（消防防災施設整備事業）（単位：千円）

防災対策事業債（充当率 75%）（交付税算入率 30%）			一般財源 25%		
構成自治体	単独整備費	地方債（A） （75%）	一般財源	交付税措置 （A の 30%）	実質 負担額
室蘭市	338,412	253,800	84,612	76,140	262,272
登別市	400,129	300,000	100,129	90,000	310,129
西胆振行政 事務組合	733,710	550,200	183,510	165,060	568,650
合計	1,472,251	1,104,000	368,251	331,200	1,141,051

② 共同運用整備費（緊急防災・減災事業）※令和7年度事業まで対象（単位：千円）

緊急防災・減災事業債（充当率 100%）（交付税算入率 70%）						
構成自治体	共同整備費		地方債（A） （100%）	一般財源	交付税措置 （A の 70%）	実質 負担額
室蘭市	共通経費	9,113	318,400	29	222,880	95,549
	自賄経費	309,316				
	経費合計	318,429				
登別市	共通経費	5,245	376,200	78	263,340	112,938
	自賄経費	371,033				
	経費合計	376,278				
西胆振行政 事務組合	共通経費	6,992	724,900	24	507,430	217,494
	自賄経費	717,932				
	経費合計	724,924				
合計	1,419,631		1,419,500	131	993,650	425,981

- ①と②の整備費削減効果 △ 52,620 千円
 ①と②の実質負担額の削減効果 △ 715,070 千円

5 共同指令センター機器の導入方法の検討について

※ 報告書 18 ページ

導入方法は、地方自治体が負担する整備費用を抑えるために最も有利な国の財政措置である「緊急防災・減災事業債」が活用できる「買い取り方式」が適切であると考えます。なお、保守費用は入札による競争によって適正価格にしていくことが重要と考えます。

6 共同指令センターの主な機器構成について

※ 報告書 21 ページ

指令台の設置数は「消防防災施設整備費補助金交付要綱」により、人口 10 万人以上の規模では指令台Ⅱ型を整備することが標準とされていることから、同規模の設置台数とします。大規模災害時等には、指令台に加え 119 番受報機能を有する指揮台を一時的に災害時モードに切り替える事により、同時に多数の 119 番通報を処理することが可能となります。

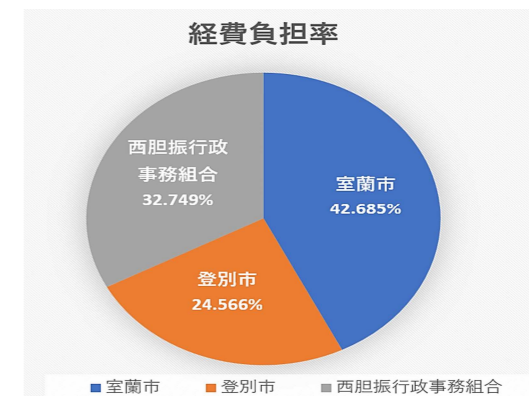
7 共同指令センターの運営経費について

※ 報告書 26 ページ

共同指令センター運営経費の負担割合については、整備費用と同様に各消防本部における基準財政需要額割合 50%+人口割合 50%にて算出し、人口および基準財政需要額等の変動により、毎年、経費負担率の見直し等を行い定めます。（※人口は9月末時点の住民基本台帳による）

共同指令センターを運営するための費用を算出した結果、下記のとおりとなりましたが、この金額は現在の室蘭市消防本部通信指令室の実績から算定した概算の費用です。実際の実費は、設計・入札後に納入機器類が決定しないと回線使用料等の算定ができないため、今後運営経費の見直しが必要となります。

項目	金額(円)
消耗品費	469,988
燃料費	1,025,638
光熱水費	2,050,443
通信運搬費	13,897,988
手数料	106,082
委託料	34,691,076
使用料及び賃借料	613,224
修繕費	850,900
合計	53,705,339



室蘭市 （按分率：42.685%）	登別市 （按分率：24.566%）	西胆振 （按分率：32.749%）	合計 （100.000%）
22,924,124	13,193,254	17,587,961	53,705,339

8 共同指令センターの配置人員について

※ 報告書 27 ページ

通信指令員の数は、消防力の整備指針第 31 条 第 2 項により「人口 10 万人毎に 5 人を基準」とされていることから、9 人(8.5 人)となるが、同条第 3 項「同時に通信指令管制業務に従事する職員の数 2 人以上とする。」とされています。常時 2 人で夜間帯の勤務シフトを組むためには、1 当直 5 人の通信指令員が必要となり、3 部交替制とした場合 1 当直 5 人×3 部により 15 人の通信指令員配置となるが、共同指令センター設置消防本部から 3 人の共同指令センター兼務職員の応援を受けることで、1 当直 4 人の計 12 人の通信指令員配置で対応可能としました。

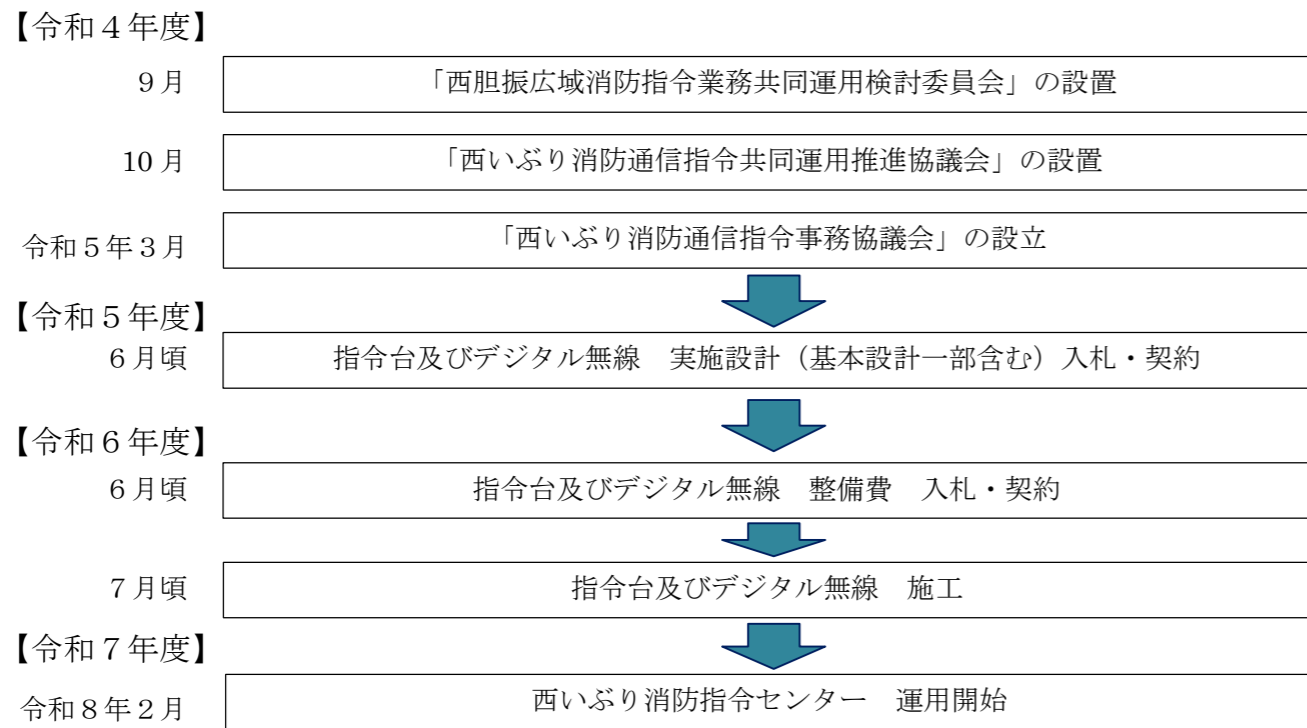
西胆振広域消防指令業務共同運用検討委員会報告書<概要版>

各消防本部からの派遣人数は、各消防本部における過去5年間（平成29年～令和3年）の「災害受付指令件数」の平均により算出した人員按分率により算定し、端数分については四捨五入により整数とします。なお、今回算出した人員按分率は西胆振圏3消防本部における消防指令業務共同運用の検討を行う上での合意が得られたものであるため、原則変更は行いません。

消防本部	災害受付指令件数平均(件)	人員按分率(%)	按分割合(人)	派遣人数	現行通信指令員数	共同化後通信指令員数	効果
室蘭市消防本部	4,459.8	49.0	5.9	6人	10人	※7人	3人
登別市消防本部	2,203.6	24.2	2.9	3人	6人	3人	3人
西胆振行政事務組合消防本部	2,446.6	26.8	3.2	3人	6人	3人	3人

※全国の多くの先行事例では、共同指令センターに管理者として日勤の共同指令センター長を配置していることから、共同指令センター長を室蘭市消防本部から上記の按分とは別に1人配置（毎日勤務体制）するため7人とした。

9 消防指令業務の共同化のスケジュールについて ※ 報告書 29 ページ



III 連携・協力の取組みについての検証及び検討

1 西胆振圏における連携・協力

(1) 西胆振圏における現状と課題 ※ 報告書32ページ

西胆振圏における相互応援体制は、北海道広域消防相互応援協定の規定により申し合わせ事項を締結し、隣接する地域の一部や高速自動車国道において相互に応援する体制を構築しています。しかし、応援要請は電話連絡等で行われているのが実情であり出動及び活動までに遅延が生じています。

(2) 新たな相互応援体制について

共同指令センターを設置することで、3消防本部の管轄における災害情報等を一元的に管理、把握することが可能となり、隣接地域への相互応援に要する時間が短縮し、災害対応の迅速化に繋がります。また、共同運用する事で隣接地域へ応援出動する範囲の拡大が可能となり、更なる相互応援体制の充実と住民サービスの向上が図られます。

(3) 高度な運用について ※ 報告書 34 ページ

ア 直近指令

救急車が他管轄の医療機関に搬送し、帰署途上で、災害現場に遭遇した場合や119番通報が生命に危険のある救急事案であった場合、最先着できる隊に自動出動指令を行うことが救命率向上に繋がります。

イ ゼロ隊運用

管轄区域において出動可能な隊が無くなった場合には、応援協定等により管轄を超えて他の消防本部から出動する等の運用が可能となります。

(4) 連携・協力を行う消防事務の内容 ※ 報告書 34 ページ

西胆振圏3消防本部における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用します。

ア 3消防本部の119番通報などの災害通報を共同指令センターで一括受信

イ 各消防署・支署・出張所への出動指令

ウ 各消防車両等の移動局との無線交信

エ 共同指令センターに係る機器の整備、保守管理などの事務

※ 災害現場での指揮命令については、現行どおり各消防本部が行います。

(5) 連携・協力を行う地域 ※ 報告書 35 ページ

ア 既存の相互応援区域

室蘭市消防本部が行う地域	登別市消防本部が行う地域	西胆振消防本部が行う地域
◇登別市美園町、鷺別町1～4・6丁目 で発生した火災事案	◇室蘭市水元町、高砂町、日の出町2・3丁目 で発生した火災事案 ◇壮瞥町オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案	◇登別市オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案
◇伊達市境界線から伊達インターまでの上り線 ◇登別市境界線から登別室蘭インターまでの下り線	◇室蘭市境界線から室蘭インターまでの上り線	◇室蘭市境界線から室蘭インターまでの下り線

イ 充実強化が図られる区域

室蘭市消防本部が行う地域	登別市消防本部が行う地域	西胆振消防本部が行う地域
◇登別市鷺別町5丁目、若草町1・3・5丁目 で発生した火災事案 ◇伊達市南黄金町、北黄金町の一部 で発生した火災事案	◇壮瞥町オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案に対する出動隊の拡充	◇室蘭市石川町で発生した火災事案 ◇登別市オロフレトンネル付近で発生した火災・救急・救助事案に対する出動隊の拡充